



後志管内5支部ブロック会議 開催

3月28日(火)に岩内地方文化センターにおいて、岩内支部主管で後志管内5支部ブロック会議が開催されました。

後志からは宇田支部長、榊副支部長、佐藤事務局長、桐木企画委員長、上正路技術副委員長が出席しました。

会議は、各支部の事業内容の報告と各支部の抱えている問題等の自由討論で、平成21年の全道大会の候補として後志地区が上がっているとの小樽支部長の発言がありました。その後、木田金次郎美術館の見学を行い、懇親会がレストラン「日本海」で行われました。

また、後志支部が次回開催地として決まり、開催は平成19年となります。



ニセコひらふ地区「景観形成地区」に指定される！

倶知安町とヒラフ地区住民、観光協会などによる話し合いの結果、ヒラフスキー場エリアが「景観形成地区」に指定され「景観形成基準」が決まり、平成18年4月より施行になっています。

昨年の11月頃より地域の住民と役場、観光協会などが中心となって進めてきたようですが、建築士会や建設業者からの出席は無かったようです。地域づくりの専門家として自負してきた建築士会にとって、この話し合いに参加依頼がなく発表まで分らなかったのは非常に残念であり、又、周知期間もなく、現場では混乱があったようです。

今後、岩尾別 花園地区においても順次同様の規制をして行く予定だそうです。この地域で、設計及び新築、増築工事などを行うときは十分調査をしてから着手して下さい。

詳細は倶知安町住宅都市課あるいは倶知安町のホームページで

[景観形成基準概略]

- ・ 建ぺい率 40%
- ・ 容積率 250%
- ・ 高さ制限 16m (基本高さ)
- ・ 配置
 - 除雪の敷地内堆積場の確保
 - 落雪の敷地内処理場の確保
 - 前面道路からの後退距離 2m以上
 - 駐車、緑地の確保 など

住宅用火災警報器の設置義務化！

平成18年6月1日施行(新築住宅)

住宅用火災警報器説明会が4月19日羊蹄山ろく消防組合庁舎で開催されました。

建設業者及び工務店、電気工事店及び家電販売店が約100名ほど説明会に参加しました。

設置場所等は、右表のとおりです。

既存住宅は、平成23年5月31日までに取付け完了しなければなりません。

取付位置

1. 寝室 普段の就寝に使われる部屋
子供室、老人の居室などの就寝に使われている部屋も対象となる
2. 階段 寝室がある階の階段最上部
3. 3階建て以上の場合
 - 1) 寝室がある階から、2つ下の階の階段
 - 2) 寝室が避難階(1F)のみにある場合は、居室がある最上階の階段

* 設置基準の詳細は所轄消防署で
確認ください！